

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	漁港課	検索番号	1 - 3
法令名	漁港漁場整備法	根拠条項	4 - 1 (漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則)		
許認可等	漁港区域内における行為の変更の許可				
<p>(根拠規定)</p> <p>漁港漁場整備法第37条第1項若しくは第39条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとする場合には、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>平成15年4月1日伺定め「漁港施設の処分等の許可に係る審査基準について」 (平成15年4月1日変更)</p> <p>漁港漁場整備法第37条第1項及び同法39条第1項の許認可等の基準を満たすものについて変更を許可する。</p> <p>(その他)</p>					

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)